

令和8年第1回総務教育常任委員会会議録

1. 日 時 令和8年2月27日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
 - （1）陳情第4号 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情について
 - （2）議案第7号 市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
 - （3）議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - （4）議案第13号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
 - （5）議案第15号 白井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
 - （6）議案第16号 職員の給与支払の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - （7）議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について
 - （8）閉会中の継続審査について
4. 出席委員 平 田 新 子 委 員 長・小田川 敦 子 副 委 員 長
伊 藤 仁 委 員・徳 本 光 香 委 員
石 原 淑 行 委 員・久保田 江 美 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
執行部
市 長 笠 井 喜久雄
総 務 部 長 永 井 康 弘
教 育 部 長 大 高 一 穂
総 務 課 長 齊 藤 祐 二
人 事 課 長 本 橋 真由美
秘 書 課 長 山 本 敏 行
公共施設マネジメント課長 片 桐 啓
危機管理課長 松 田 浩 明

	教育総務課長	落 合 一 矢
	教 育 部 参 事	山 本 高 寿
	生涯学習課長	西 口 武 雄
	文化センター長	高 花 宏 行
	会 計 管 理 者	宇 賀 慎 一
	監査委員事務局長	武 藤 雅 典
	選挙管理委員会書記長	齊 藤 祐 二
	上下水道課長	鈴 木 隆 宗
7. 会議の経過	別紙のとおり	
8. 議会事務局	局 長	松 岡 正 純
	係 長	會 卓 也
	主 事	金 子 直 史

委 員 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、平田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○平田新子委員長 皆様、おはようございます。三寒四温と言いながら、どんどん春が近づいてきてはおりますけれども、季節の変わり目の中、皆さん健康に留意して、今日も意味のある審議をよろしくをお願いしたいと思います。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございました。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては平田委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○平田新子委員長 それでは、着座のまま失礼いたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務教育常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

発言は必ず挙手の上、私の指名に基づき行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 陳情第4号 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情について

○平田新子委員長 日程第1、陳情第4号 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情についてを議題といたします。

まず初めに、本日は参考人の御出席がございませんので、陳情の要旨及び事項について、代読を事務局のほうをお願いいたします。

事務局長。

○松岡正純議会事務局長 陳情第4号 令和8年2月2日受理。件名、東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情。

陳情者。住所、千葉県白井市根1844-37。氏名、パワハラから職員を守る白井市の会、代表、斎藤智美。

陳情要旨。全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘、営業、配達、集金が無許可で行わ

れていることが以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では、庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施、庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認、調査結果に基づく職員への救済措置などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和8年1月現在で、全国で104自治体において調査や是正措置などの対応が行われています。

パワハラから職員を守る千葉県民の会（以下、「県民の会」）は、令和6年以降、庁舎内における政党機関紙の勧誘行為が議員から職員へのハラスメントに該当し得るとの問題意識の下、千葉県内の市町村に対し陳情を提出し改善を求めてまいりました。その結果、千葉県内の12市町村において陳情が採択され、うち8市町村では職員を対象としたアンケート調査が実施されるなど、庁舎内における勧誘の実態が明らかとなりました。

これらの調査結果を踏まえ、千葉市、四街道市、東金市、香取市、大網白里市、九十九里町においては、庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う心理的圧力に関する調整結果を踏まえ、議員による勧誘行為の禁止を確認するとともに、職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情が採択され、庁舎内での勧誘行為を禁止する対応が取られるに至っています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国で57%に上っています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が「区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験がある」と回答しました。そのうち、64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。

この調査結果を受け、新宿区議は、議員が職員に対して政党機関紙の勧誘、販売、集金等、行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じていると指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読、支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘、配達、集金を

受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、行政としては職員から具体的な相談がないという理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、なかったこととされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、政党機関紙の勧誘行為が行われていないか、その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないかについて、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、そもそも庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘、営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。従来から課題として認識されてきた側面はありますが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、貴議会として早急な確認をお願い申し上げます。

陳情事項1、庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断り切れずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に職員に寄り添った形で調査・確認をするよう行政に求めてください。

2、仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

以上でございます。

○平田新子委員長 以上、事務局長による代読が終わりました。

これより質疑を行います。取りあえず、本日、陳情者がいらっしゃっていないということで、陳情者に対してどういう団体かということの問合せをして、回答をいただいております。それと、白井市庁舎管理規則、これは皆さん共有で資料として読み込んでいらっしゃるという前提での質疑をお願いいたします。

では、久保田委員。

○久保田江美委員 まずはですが、こちらはこういったようなアンケートというのを取ったことはあるかどうか伺います。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいまの質問ですが、こういったようなアンケートというところの表現になるかと思うんですが、職員を対象としたハラスメントのアンケートは取ったことがあります。この陳情の内容に係るアンケートは取ったことはありません。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 分かりました。そうしましたら、市において庁舎内での政党機関紙の勧誘について、職員から心理的圧力を感じたとの相談や苦情はこれまでありましたでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 政党機関紙の販売に対する心理的圧力の御相談等があったかどうかということですが、私は把握しておりません。このような相談を受けたことはありません。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 そうしましたら、次にですが、庁舎管理規程のほうを聞いていきたいと思います。こちら一応ですが、物品の販売、宣伝、勧誘または寄附の募集、その他これらに類することについては、市長の許可を受けなければならないとなっておりますが、恐らく政党機関紙というのは物品の販売という形になるのかと思うんですけども、お金を払っているの、このことに関して許可というのは受けているのか、申請が来て許可を受けているのかどうかを伺います。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 これに関しては許可はしておりません。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 そうしますと、市としてはそこに関してはどのような認識、政党機関紙というのは個人が取っているということなのか、それとも、認識を伺いたいと思います。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 今、御指摘のとおり、これが厳密に販売行為に当たるかという、販売行為に当たるものと捉えております。ただ、今までそこを厳密に運用してきたかという、運用してきていない部分がございます、この辺は今まで個人の関係性の中で行われてきたものというような形で捉えておりましたが、今後整理が必要なものと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、今の販売行為の許可の点ですけれども、では、逆にほかの販売のものがあつた場合に許可したというものは事例としてありますか。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 ございます。例えば飲料の販売ですとか、あとは生命保険の営業ですとか、また、障害者関連団体の物品の販売等などは許可をしております。

以上です。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 では、そういった団体、許可した団体については、この規則に従って行われているということで把握しているということでしょうか。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 委員がおっしゃるとおりです。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 まず、今回の陳情審査についてなんですけれども、私自身の考えとしては、複数の政党が機関紙を発行している中で、本件に関しては特定の団体、政党を問題にして扱っている印象を受けているんです。ただ、議員という立場から職員に勧誘を行うことの在り方について、公平に考えたいとは思っていますので、その視点で質問をさせていただきたいと思っています。

それで、質問ですけれども、今、質問があった、飲料、保険、障害者団体の物品販売は許可をしているということなんですけれども、厳密に言って、この許可をしているというのは本当の許可ですか、それとも、何か書面での許可をしているんでしょうか。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 書面での許可をしています。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうしましたら、今、庁内においての物品販売、勧誘は除いたとしても、適正に規則に基づいて許可制で執り行っているという状況なんですね。

○平田新子委員長 今のは質問ですか。

○小田川敦子副委員長 はい、質問です。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 委員のおっしゃるとおりです。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。あと、それから、規則の確認ですけれども、職員が公務に支障がない状態でお仕事をするための規則というのは、庁舎管理規則、それからハラスメントマニュアル、この2つになりますか。そのほかにももしあったら御紹介いただけますか。

○平田新子委員長 永井総務部長。

○永井康弘総務部長 職員の勤務に当たってはいろいろな制度がありますので、単純に庁舎管理規則と、それからハラスメントマニュアルだけに限定されるものではございません。

以上です。

○平田新子委員長 すみません、小田川副委員長、ほかの委員にも申し上げます。陳情趣旨というのは、どういうことで職員にやっているかということではなく、陳情趣旨に沿って、陳情趣旨が広がり過ぎないような質疑をお願いいたします。

それでは、小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。現状がどういうふうな、職員が守られているのかというところを実態として確認したいと思って質問したんですけれども。今、部長がお答えになったとおり、今、見えているもの以外にも細かく、自治法であったりとか、いろいろな側面があるんだということを理解しました。ただ、それは職員のお仕事をしている環境の中であって、プライベートとは全く分けた状態でそのいった守っているということなんだと認識しました。

あと、続けての質問になるんですが、先ほど課長の答弁の中に、過去にハラスメントに関するアンケート調査があったということですが、この中にハラスメントを与える側に議員が入っていなかったというのは何か理由があるのでしょうか。

○平田新子委員長 お答えいただけますか。本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 当該調査におきましては、職員からのハラスメントとして調査しております。あと、昨今のカスハラに対する対策という意味で、カスハラを感じたことがあったかどうかという趣旨でハラスメントの調査をしております。ですので、誰からというところで、議員というところは伺ってはいないです。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そのときに対象としていなかったということと、あともう一つ確認したいのは、答弁でもありましたけれども、過去に職員から議員に対するハラスメントの相談等が実態としてなかったということも、重要なポイントなのかなとも思いました。

以上です。

○平田新子委員長 今のは意見でよろしいですか。

○小田川敦子副委員長 意見です。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 先ほど議員からのハラスメントがあるかどうか取っていないということなんですけれども、そのことについて把握は必要と考えますか、それともそうではないと考えますか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ハラスメントがない環境をつくるためには、これからも職員へのアンケートによりハラスメントの実態調査という観点で必要性は感じております。ただ、その中で、誰からと分けて考えるかどうかというのは、現時点で詳細までは考えておりません。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今回の陳情の私は対象でもあるので、皆さんの質問をまず聞かせていただきました。

私どもの党は政党機関紙を発行していますので、職員に購読していただく際もできるだけ気を遣ってきたつもりではありますが、パワハラということが今回テーマになっているので、それはやる側の気持ちではなく、される側の判断ということになるので、こちらが気を遣っていようが、それは関係ないということではあるんですけども、今までの市の調査では、議員からのハラスメントの訴えはなかったというのが確認できたのはよかったなとまず思っています。

それで、考え方について伺っていきます。今回、政党機関紙というものがすごく絞り込まれて陳情の趣旨に入っているんですけども、政党とか宗教のものとかいろいろな新聞があります。基本的に、職員の自由という点でお聞きします。日本国憲法第19条のところには、思想及び信条の自由で、これを侵してはならないとあります。第20条には信教、宗教などを信じる自由というのが書かれています。自治体の首長とか職員というのは、もちろん思想の自由はあるんですけども、自分の思想とは別にしても、全国各地の自治体の動きについて情報を得たり、各政党の方針や活動を把握して参考にするということは仕事上もあると思います。この憲法上の自由というののに関してはどう考えていますか。つまり、このアンケートというのはそれを侵すものだという問題が全国で言われているので、お聞きしています。

○平田新子委員長 今の質問は陳情趣旨から外れているような気もいたしますけれども、白井市庁舎管理規則、ここに落とし込んでいる憲法の考え方という整理でよろしいでしょうか。

○徳本光香委員 はい。

○平田新子委員長 簡単に言うと、これはもう規則として定めてあるものなので、今さら考え方というのもあるんですけども、お答えいただけるようでしたらお願いいたしますし、駄目でしたら陳情に該当しないのかなという質問で、際どいところですがどうでしょうか。

永井総務部長。

○永井康弘総務部長 現状としては、庁舎管理規則においては、どういう行為をということではいろいろとルールをつくっております。したがって、その背景にある考え方であるとか思想だとか、そういうところまでは現状としては踏み込んでいない状況になっております。

以上です。

○平田新子委員長 ありがとうございました。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 踏み込んでいないというのはどういう意味ですか。つまり、庁舎管理規則は思想信

条の自由を侵すような内容ではなく、単に販売行為の禁止という意味ですか。

○平田新子委員長 お答えいただけますか。永井総務部長。

○永井康弘総務部長 ここで整理しているのはどういう行為について例えば禁止行為であるとか、許可が必要であるかということをしているもので、思想の自由とかそういったことまで、現状としてそれを前提にしたルール決めというのは、当然コンプライアンスを侵すような運用はできませんので、そういった部分については運用の中でしっかり整理しながら進めていきたいとは思っております。

以上です。

○平田新子委員長 ありがとうございます。思想を禁じるというよりも、庁舎の中で業務が円満に進むようにということだけを限定したものと理解してもいいのかなと思って、皆様に今日の審議の前に一読いただいておりますので、その辺ちょっと、思想的なことというのは陳情趣旨に該当しないのかなという気もいたします。

ほかに質疑ありますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 少し話が戻るんですけども、すみません。一応陳情の内容は調査をしてほしい、確認してほしいということでしたので、先ほど私の質問の中でも、議員による心理的圧力を感じたというような政党機関紙の勧誘についてはないということでしたけれども、これはないという場合でもやはり実態の把握というのは必要と考えますか、それともというところを伺います。ないというか、一応今のところ苦情はなかったという話ですけども、それでも、相談がなかったという話ですが、市として、しかしながらそういう機関紙の実態の把握が必要かどうかというところを伺いたいと思いますけれども。

○平田新子委員長 永井総務部長。

○永井康弘総務部長 現状としましてはそういった調査というものは想定しておりませんので、通年で行っていくハラスメントに関する調査という中に、職員を守っていくものについては、状況を把握しながら必要な対策を打っていくと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 ありがとうございます。もう一度申し上げます。陳情事項にうたい上げられているのは、実態の調査ということ。それと、二次的に調査が終わった後、もし職員が思想的に抑えられているということがあればというのは、それは二次的な解決を求めるものです。ということで、あくまでここで決めるのは調査をするかしないかということが判定基準になるかと思います。その上での質疑をほかに。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、陳情が求めている調査について真正面からの質問をします。この陳情は、団体名からも分かるとおり、職員へのパワハラをなくしたいという団体名だと思います、ストレートに。

議員から職員へのパワハラというのを問題にしつつも、調査をする場合は政党機関紙についてだけ調査するようにしています。ということは、これを実行した場合、政党機関紙を出している議員だけが対象になるんですね。パワハラの手やり手としては、実行者としては。つまり、議員全体に対するパワハラ調査にすらなっていない内容なんです。

だから、今、先ほどのお答えで、通年の職員を守るためのハラスメント調査で今はやっているの、議員だけについては相談がなくても調査をするということは考えていないということではあったんですけども、議員に対してのパワハラ撲滅という調査をする場合に、新聞だけに特定して行うということの必然性、必要性はあると思いますか。

○平田新子委員長 徳本委員に申し上げます。ここでまず陳情に沿って調査をするかしないかを決めた後のことに今の質問は該当するのかなと思いますけれども、お答えいただけるでしょうか。

○徳本光香委員 この賛否にとっても関係ありますよ。

○平田新子委員長 永井総務部長。

○永井康弘総務部長 アンケートというのは当然目的があって行うものとなりますので、その先のどういう対応を取っていくのか、特に議員とのハラスメントということになりますと、多分これは両方で考えていかなければならない話になってくると私は思いますので、現状としては、先ほどお答えしたような考え方で進める予定で考えております。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では一緒に考えるという方針で、先ほどの回答のとおりということは、今のところは議員を対象に絞った調査は想定していないということだそうなので、私の質問への答えとしては、さらに絞って政党機関紙だけの議員に対しての調査というのは想定してないということだと思います。

それから、今回の団体の名前が職員を守るという団体なので、職員はこの団体に対してパワハラ撲滅で連携したいとか、こういう困り事があるから市民に動いてほしいとか、そういった何か連携というのはあるのでしょうか。この団体のことを御存じでしょうか。

○平田新子委員長 質問を整理させていただきます。この団体の存在を職員の方が御存じかどうかということだけについて、まずお答えができるようでしたらお願いいたします。

永井総務部長。

○永井康弘総務部長 回答になるか分かりませんが、職員全員に聞いたわけではないので総意かどうかは分かりませんが、少なくとも私は存じ上げませんでした。

以上です。

○平田新子委員長 御存じなかったということです。その上でさらに聞きますか。徳本委員。

○徳本光香委員 今、整理していただいてありがとうございます。知っていますかというのを1個聞いたのと、あと、職員へのパワハラという団体名なので、市民の方と職員への議員のパワハラ撲滅のために何か連携とかはしていますかというのを先に聞きました。多分御存じないと言ったので、察す

ることはできますが、どうでしょうか。

○平田新子委員長 徳本委員に申し上げます。ここに至る以前に、陳情者に対して団体の活動内容などを調査しました。その資料を頂きました。その中に、白井市の職員と接触したことはないという文言が出ていましたけれども、それを踏まえての質問ですか。徳本委員。

○徳本光香委員 はい、当然そうです。陳情者からの回答というのはこの常任委員にしか共有されていませんので、質問という形で確認しないと、私が陳情者の回答を読み上げるというのは、質問にもならないのでお聞きしています。当事者として、市民団体と職員ということで、一方しか出ていないので、そちらにお聞きする形でその回答を明らかにしようとしています。

○平田新子委員長 もう一回整理させていただきます。先ほど御存じないということではありましたが、この団体が市の職員と接触した事実は今までなかったということを私たちは資料として頂いておりますけれども、それを改めて執行部の口から確認して言っていただきたいということのようですので、その辺で。

永井総務部長。

○永井康弘総務部長 私は把握しておりません。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 整理いただいたように、陳情者からの回答だと、今年に入って始めた団体だそうで、市の職員とも連携していない。この活動が実質初めての活動のようでした、ということです。

あとは、こうした同様の陳情が、少なくとも私が把握している限りでは、2013年ぐらいの神奈川県、市議会ですとか、もう本当に全国各地で同様のものが出ているんですけども、その結果とか、そういう団体がどういう性質を持っている団体かということは何か調べていらっしゃいますか。

○平田新子委員長 お答えいただけるようでしたら。今回のこの陳情に関してということで、類似の陳情に関しては私たち委員も把握していないところですけども、どうでしょうか。お答えできますか。お答えがしづらいというか、できないかな。

永井総務部長。

○永井康弘総務部長 把握しておりません。

○平田新子委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今までの回答をずっと聞いている中で、白井市の実態としては、この陳情に基づく調査を執行部にかけること自体が職員に心理的な圧力をかけるのではないかなと心配を、今、持っています。つまり、答弁からは、議員という属性で答えているんじゃないかと、白井市議一人一人の関係性とか顔を思い浮かべながらお答えに苦慮して、それでも誠実に答えてくださっているのかなという印象を持っています。

その中で、ではこの陳情事項に対してどこを改善に向けて取り入れるんだらうかと私が考えた中で

は、調査を、実態を確認してくださいと職員にお願いするんじゃなくて、議会として議員という立場でハラスメントに対する定義づけであったり、こういうことはやめようねと話合ったり、議会の中で検討して実行していくことが今の白井市の市議会の中ではもう第一歩なのかなと思うんですけど、そのことに関して何か御意見ありますか、なかったらなかったで。質問だから聞かなきゃなという。

○平田新子委員長 小田川副委員長に申し上げます。今の内容を聞いていますと、それは議会の中でもんだほうがいい問題のようで、執行部に質問する問題かなというところに疑問を持ちますけれども。

○小田川敦子副委員長 そうですか。では、意見として。

○平田新子委員長 議会の中で提案していただく話として。

○小田川敦子副委員長 そうですね。そういう意見として、一つ審査の対象の項目というか、そういう考えもあると取り入れてもらえれば。

〔「指名していただかないと」と言う者あり〕

○平田新子委員長 勝手な御意見ではなく手を挙げてお願いします。

○小田川敦子副委員長 そうですね。失礼しました。今の私の意見に対して執行部が答えるのもおかしいという委員長からの御指摘なので、そういう意見、私は審査の今の過程の中でそういうふうに感じたということを表明して共有できればと思います。

○平田新子委員長 小田副委員長の思いはすごく分かりますので、そういう形で執行部に問う問題ではなかったということで御了承ください。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 先ほど庁舎の管理規則というのが職員の自由というほうを侵していないかという観点の質問だったんですけども、また庁舎管理規則についてなんです。一個例として、神奈川県のある市議会で、この庁舎管理規則を理由に質問がされたんですけども、そこでは総務部長が、「庁舎管理規則というのは議員の行う行為まで想定しているとは思っていない。議員は非常勤特別職で、配布、集金などは常識的な範囲で行われているし、どの行為も議員の行う行為の一つ、政治活動、これも憲法で保障されている政治活動です。なので、庁舎管理規則で規制するものではない。あくまで購読は本人の自由」と答弁しているんです。

なので、庁舎管理規則というのは憲法で保障している政治活動まで規制できるものではないと私は思っているんですけども、そこら辺はいかがですか。これから検討するということですけども。

○平田新子委員長 徳本委員に申し上げます。やはり先ほどの小田川副委員長のと同じような見解で、これは議会の中で議員同士が確認し合うべき問題かなと。これを執行部が議員にも適用しますとか適用しませんとかいう問題ではないような気がしますので、執行部の答弁はどうでしょう、それでも答弁を求めますか。徳本委員。

○徳本光香委員 今、言ったように、ある市議会での総務部長の庁舎管理規則についての考え方を紹

介したんです。白井市はどうですかということです。政治活動というのは、庁舎管理規則の販売とかいう範囲で規制する類いではないという意見もあるんです。今の時点でお答えできなくてもあれですけども、関係はあるんです。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 他の行政の解釈というのは、我々のほうでそこまでを議論したわけではないですけども、庁舎管理規則の第6条の物品の販売、宣伝、勧誘または寄附、その他のこれらに類似すること、この行為には当たると考えております。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 それで、先ほど許可していないというお答えだったんですけども、こちらは許可の申請もしていないので、必要があればもちろんしますという話は既にお伝えしているんですけども、その点で確認しました。事実だけ見れば販売ですけども、そういう規則以前の問題として、思想信条の自由、それから、政治活動はどこでも自由であるということがあるというのは確認しておきたいと思います。

○平田新子委員長 今のは質問ではなく、ただの発言ということでよろしいですね。

○徳本光香委員 質問していません。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 これは確認です。とても重要なんですけれども、今回参考人として希望されていた方というのは習志野市では有名な方です。統一教会関係の活動を公にしている八千代の信者の方や、統一教会の平和大使として韓国に行ったことで有名な伊藤 寛千葉県議などと一緒に写真に写っていたり、習志野市議会で立憲民主党の議員が、この参考人の方がやっているファミリーサークルえんという団体が統一教会系のピースロードと関係しているのではという質問など、統一教会との関係が指摘されています。こういった団体と関係のある可能性のある参考人、陳情者が出たものという認識は御存じでしょうか。ありますか。

○平田新子委員長 徳本委員に申し上げます。この陳情書にそういう背景というのは何も記されていませんので。

○徳本光香委員 当然そうでしょう。

○平田新子委員長 陳情以外のことになるのではないかと思いますので、この質問は執行部に求めるのはそぐわないような気がいたしますので、それでよろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 これで質疑はないものと認めます。〔「質疑じゃないんですけども、休憩をいただいてもいいですか」と言う者あり〕もちろん。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

○平田新子委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

これより討論を行います。

まず、反対討論の方はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それでは、反対の立場で討論をいたします。

審議の冒頭に申し上げたとおり、議員という立場から職員に対しての勧誘行為について、その在り方は公平な視点を持って考えたいと、その視点を持って審議をした結果、政党機関紙に絞った実態調査は必要ないと考えます。

その理由は2点です。まず、今回の審議に当たって、当該陳情に係る資料というか情報を得るために、インターネットを活用していろいろと検索をしたんです。その結果、この陳情を提出したパワハラを守る市民団体の情報ばかりが出てくる状態でしたので、公平な立場での議員、政党機関紙の問題の情報を得ることができませんでした。なので、参考にするほかからの情報が得られなかったので、市の実態を判断基準とすることにしました。まずこれが理由の一つです。

2つ目が、その市の実態として得られた情報としては、現在、当該苦情相談はない、そして、議員に絞ってのハラスメント調査は考えていないということでした。ですので、これらの経緯から、この陳情に関しては反対の意見としたいと思います。

ただし、総務省が行った令和6年度に実施した調査、タイトルを申し上げますと、「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査結果」というのが出ているんです。これを見ると、政党機関紙の勧誘の項目はないので、議員からハラスメントを受けたか、もしくは受けたと感じた経験があるかという問いに関しては、パワハラに関しては1.2%、セクハラに関しては1.1%という、少数ではありますが、やはりそういった気持ちを抱いている職員が全国の中にはあるという実態もあります。

ですので、市に対しての実態調査はかけないまでも、白井市議会として、議員の立場としてのハラスメントをいま一度考える機会を持つてもいいのかなということは申し添えて、この陳情に対しては反対したいと思います。

以上です。

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、賛成の立場で討論いたします。

この陳情の内容、心情についてはやはり理解できるものと私自身は考えます。陳情事項1にあるとおり、職員に寄り添った形で調査・確認をするよう、行政に求めるとあります。そういった意味で、現時点では市のほうに苦情等はないにしても、実態調査はされていないということです。ここにあるように、職員に寄り添った形での調査・確認であれば、その方法は問わないと思いますので、そういった形にしろ、職員が働きやすい職場をつくるという意味で、職員に寄り添った形での調査は可能ではないかと私は考えます。そういった意味で、この陳情に賛成いたします。

○平田新子委員長 次に、反対討論ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この陳情に反対の討論をいたします。自分はこの陳情のターゲットというか当事者でもあるんですけれども、いろいろな角度の理由から反対いたします。

まず、今回の審査で分かったことを基に1つ目の理由を述べます。議員のパワハラはあつてはならないというのはもう本当に当然のことだと思いますので、私は議員全体を対象にしたパワハラ調査であれば、その調査自体はもちろん否定しないというものですし、その結果を受けて議員が態度を改善することがあればやるべきだと思っています。

しかし、この審査で今まで議員からのパワハラを訴える意見などは出ていなくて、把握していないということがありました。ただ、これに関しては、陳情の中でもパワハラの手紙がないからといってないことにはなりませんよと書いてあつて、それは事実だと思うんです。パワハラという性質上、言いつらいから言えないということがあるとは思いますが。ただ、白井市のほうはハラスメント調査というのは今していて、今後もする予定である。毎年する予定である。そして、今のところ議員に絞ったハラスメント調査自体する予定はない、想定していないという答えでした。

であれば、今回の陳情が訴えるような、さらに政党機関紙を売っている議員だけに絞った調査というのは不合理というか、先ほど寄り添えばいいということでしたけれども、寄り添うということであれば、今の市の考えとしてはそこまで絞り込んだ調査だけをやる予定はないということだと思うので、市の考えに寄り添うのであれば、そういう形の絞った調査は必要ないというのが1つ目の理由です。

それから、次の理由です。この団体の目的と陳情内容が合っていない、不一致しているということです。今回、「職員をパワハラから守る白井市の会」という団体名にもかかわらず、政党機関紙だけをターゲットにしている。言っている目的と行うように求めている内容が一致していないと思います。本当に議員のパワハラを撲滅したいのであれば、議員の中にだっているいろいろな地位がありますから、地位が高くなればなるほどパワハラの可能性はあるということで、基本的に全員を調査してくれと言わないとおかしいという不自然さがあります。

次の理由です。まず、庁舎管理規則を理由にしていますが、職員側の自由というのがあります。日本国憲法第19条、思想及び信条の自由があつて、これは侵してはならない。それから、第20条、信教

の自由、宗教の新聞に関してもそうだということです。また、政治活動をする側の自由というのも、庁舎管理規則上、侵してはならないと思います。これも憲法第21条、政治活動の自由と書かれていて、集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由はこれを保障する、検閲もしてはならない、通信の秘密を侵してはならないと書いてあります。これを一庁舎管理規則で制限するとなった場合は、憲法違反だと私は考えています。

先ほど紹介したように、神奈川県各市議会でも、自由意思に基づく購読について庁舎管理規則で縛るものではないと答弁した総務部長もいらっしゃいます。憲法は、釈迦に説法ですけれども、法律より上位に位置する日本の最高法規ですから、これを販売という本当に行動だけの面を見て禁止するようなことというのは、検閲以上の縛りになると思いますので、その点は認識して検討してほしいと思っています。

次の反対理由です。アンケート調査自体の問題点についてです。今回の陳情の資料には、川崎市の裁判の例が載っているんです。そこに書いてあるものでは、ここですね、近年のアンケートは任意で無記名で匿名性に配慮しているから、裁判でも調査は適法と判断されましたと、このアンケートの良い面だけが書かれていますが、この資料自体がこの裁判の一部を切り取ったもので、公正なものではないということを訴えたいと思います。資料自体の問題です。

この裁判では、適法、無記名だから調査は直ちに思想及び良心の自由を侵すことにはならないと言っているけれども、民事裁判として異例の付言というのが、付け加えがあったんです。この質問、川崎市がやった調査項目の中には、思想及び良心の自由の保障との関係で限界に近い領域にあると言わざるを得ない質問もあったと指摘して、調査が実施された理由と目的、実施に伴う問題点、また、実施すること自体正しいかどうか、より穏やかな方法があったんじゃないか、適切な判断がされたとは認め難いところもあるという付け加えがこの裁判では述べられていて。いきなり良心の自由を侵したとは言えない調査だけれども、問題がなかった調査ではない、実施自体どうだったかということがあります。そういう面で、この資料も、陳情者側に都合のいい部分だけを切り取った資料である可能性が高い。

次の反対理由です。一番重要なのは、今回の陳情についての陳情者が助言を受けていると言っている団体の性質、この陳情の本当の目的は何かということです。今回市民の陳情者の方は本当に職員へのパワハラを全部撲滅したいという善意で出したかもしれませんが、先ほど質問でも確認したとおり、この種の陳情は十数年前からもう全国で出されているんで、日本共産党内では周知の事実なんです。いろいろな人が、いろいろな主義主張の議員とか市民とか団体とか、いろいろな形でこの種の陳情が出されているんですけれども、今回に関しては、習志野市の、ここに来ると希望されたけれども、資料が十分なので、今回委員会では呼びませんでした。その参考人の方というのは、公に統一教会の活動をしている方が参考人の方と交流がありますよというような、公開されたSNSに登場されていたりということで、統一教会との関係性が否定できない可能性があります。

統一教会は、周知の事実と思いますが、勝共連合という関連団体を持っていて、共産党だけを潰すということを目的にした関連団体があります。それは私たちの面では不都合ですが、それより重要なのは、本当に日本人の家庭を何世代にもわたって洗脳して、財産を奪い尽くして、それを韓国のカルト集団に渡してきた、そういう反社会的な団体としても日本で認知されている。そういうところに関係がある可能性のある人を参考人や助言者として活動しているというのは、その市民の方は善意かもしれないけれども、それを知ってか知らずか分かりませんが、そういう団体の性質を考えたとき、これは本当に職員へのパワハラを撲滅する目的の陳情なのか。それとも、山ほど記事が出てきますけれども、統一教会の世界日報という新聞には、共産党の赤旗をどれだけ減らしたか、この陳情がどれだけ成功したかという記事が山ほど出てきます。もしそれが本当の目的である場合、これをそのまま表面上、そして販売が禁止だという、規則の文字づら上のことで賛成していると、今度は次の陳情が出てきます。今度は電子版で新聞を読めばいい、自宅で読めばいい、そういったことまで踏み込んだ陳情が四街道でも出されています。

まとめに言いますが、議員のパワハラは許されないし、それ自体は是正すべきで、そのことについて白井市が独自に調査するというのであれば協力したいし、私たちが政党機関紙を政治活動としてやる自由は保障してほしいですが、その上で不都合なことがあれば話し合って改善していきたいと思っています。ただ、今回については、パワハラ撲滅とも関係のないというか、一部しか関係のない新聞をターゲットにしていること、議員全体を対象にしていない調査を求めていることなどから、この陳情自体の正当性がないと思いますので反対いたします。

以上です。

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方いらっしゃいますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 賛成の立場から討論いたします。

本件については、現時点で本市における実態が把握されていない状況にあります。問題があると断定するものではありません。また、これまでに相談や苦情はないとの答弁でしたが、相談がないこととアンケート等により実態を確認することとは性質が異なるものと考えます。ないことを確認することを含め、一定の実態把握は必要であると考えます。

併せて、庁舎管理規程についても、その趣旨に沿った適切かつ厳格な運用が図られることが重要であると考えます。庁舎は行政の中立性が求められる場であり、職員が安心して職務に専念できる環境を整えることは重要です。一方で、心理的圧力という主観的な要素をどのように把握するかについては慎重な検討が求められます。したがって、実態の確認を行うべきであると考えますが、その具体的な方法や調査の在り方については、執行部の適切な判断に委ねるとともに、庁舎管理規程の適正な運用を求め、本陳情に賛成いたします。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

次に、これから採決をいたします。当常任委員会に付託された陳情第4号は、採択すべきものとすることに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 ありがとうございます。起立多数です。

したがいまして、当常任委員会に付託された陳情第4号は採択すべきものと決定いたしました。

ここで休憩に入ります。午後は再開、午後13時30分から議案審議に入りますので、皆様よろしくお願ひします。どうも長い議論ありがとうございました。傍聴の方もありがとうございました。

休憩 午前11時16分

再開 午後1時30分

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

市 長 の 挨拶

○松岡正純議会事務局長 会議の再開に先立ち、御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託をされました18議案をそれぞれの常任委員会において審議をいただくこととなりました。

本日の総務教育常任委員会では、議案第7号、議案第8号、議案第13号、議案第15号、議案第16号及び議案第18号のうち総務教育常任委員会が所掌する項目の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

午前中に引き続き、議事等につきましては、平田委員長をお願いいたします。

○平田新子委員長 それでは、皆様よろしくお願いいたします。

（2）議案第7号 市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第2、議案第7号 市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する

る条例の制定についてを議題といたします。

本議案につきましては、地方自治法第243条の2の7第2項の定めによりまして、監査委員の意見を求めることになっており、2月26日付で意見をいただいております。

議案内容につきましては、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、伺います。今回本条例と同じような、職員の市に対する損害賠償責任の一部免責を定めるような条例を制定しているほかの自治体、近隣他市の状況については把握しているのか、まずそれを伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

まず、県内で同様の条例を制定している団体ですけれども、千葉県ほか、市で言うと7市が制定しております。銚子市、木更津市、佐倉市、浦安市、四街道市、印西市、香取市、それから、町は白子町、それ以外に一部事務組合で3組合が制定をしている状況です。

以上です。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、そのようなほかの自治体も取り入れているということで、本市に関しては本条例を制定する考えに至るといったその経緯、どういう経緯でこの条例を制定しようということなのか伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 こちらの条例の制定ですけれども、地方自治法の規定では、市長その他の職員が市に対して損害賠償が生じた際に、その職務の行為につき善意で重大な過失がないときには、政令で定める基準を参酌して控除する額を条例で定めることにより、損害賠償責任の一部を免責することができることとされておりまして、今回の条例はその控除額等を定める条例となっております。

この制度につきましては、職務執行について過度な責任追及には及ばない適切と思われる範囲で損害賠償責任を免除することを可能とするものでございまして、市については法令改正があったときから検討を進めてきたところですが、今回これまであった訴訟等も一旦落ち着いている状況もございまして、それから、近隣市の状況なども見まして、今回条例の制定に至ったということでございます。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 そうしますと、今回一応具体的な額というか、そういうところで伺いたいと思っ

ております。恐らく市長を例にされるのが一番いいかなと思うんですけども、条例では市長は基準給与年額掛ける6とありますので、大体控除額は幾らぐらいになるのかというのを伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

令和8年度、新年度の予算ベースで回答させていただきますと、市長の年収が約1,400万円ということで予算を計上させていただいておりますので、掛ける6倍になりますと8,400万円、これを超える分が控除されるということになりますので、8,400万円については市長のほうが負担すると、そういった形になります。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 ありがとうございます。では、次にでございますが、判断主体の確認というところで、善意かつ重大な過失がないかどうかの判断というのはどういった形で行われるのか伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

その判断につきましては、通常損害賠償というのは、住民監査請求を通じた住民訴訟で争われた件に関して損害賠償を請求されるということが通常一般的には想定されるところでございます。ですので、その裁判の中で重大な過失等が指摘されているのであれば、それを判断基準にして、この条例を適用するかどうかを決めていくということになろうかと思えます。

決めるに当たりましては、その対象となる職員ということにもなりますけれども、通常は長のほうが判断をしてこの条例の適用について決めていくという形になろうかと思いますが、市長がその対象となった場合には、長は本人になりますので、それ以外の幹部が集まって決めるとか、そういった形になろうかと思えます。ただ、長が決定したことにつきましては、その適用するという判断について住民監査請求の対象になりますので、またそこからこの条例を適用するという決定についての住民訴訟を起こすことができますので、その際には裁判所のほうで明確に判定がされるものと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今、私も一番聞きたかったことは一度聞けたんですが、では、裁判が起こって賠償するようになると言われて、それが多額な場合というか、定められた額以上の場合は市が払うということなんですけれども、裁判で私は善意だったのか重大な過失がないのかというようなことは判断されると思っていて、それに基づく額なのに、それを市長か長、市の職員が判断し直すというのはどうい

考え方なのでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回の自治法に基づく条例制定ですけれども、あくまでも善意で重大な過失がないときには適用されるということになります。もちろん裁判のほうで明確にそういったことが示された場合については条例を適用していくことになろうかと思えますけれども、その部分が明確でない場合につきましては、ある程度判決文の中から読み取っていくことになろうかと思っております。先ほども申したとおり、ただ、その判断に対して疑義がある場合というのは、住民監査請求等を通じてその判断自体を今度はまた改めて裁判にかけるということも可能ということになっておりますので、その際には、明確にその判断が適切であったのかというのは裁判所のほうで決定をされるものだと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 あと、この条例案が出てきて一番思ったのは、当事者が判断すると付度が生まれるのではと思ったんですけれども、他市の例で第三者の機関に重大かとか善意かというのを判断してもらっている例というものはあるのでしょうか。それとも、どこも市の職員が判断する条例なんですか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 私もいろいろ事例は調べたんですけれども、あまりこういった事例になっているということが見受けられませんが、ただ、恐らくそういったところを想定して第三者機関とかに依頼をしているという例はあまり聞いてはいませんので、明確な回答ではありませんが、そういった状況になります。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、第三者に依頼している例は見つけられなかったという、分かりました。

それで、この条例、今回の議案の2ページ目に当たるところが条例の全部の内容なのでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回は新規条例ですので、この条例の2ページ目に出ているものが条例の全てでございます。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 善意かどうかとか重大な過失かどうかというのはすごく曖昧な表現だと思うんですけれども、ここに基準が載っていないんですが、どういう基準で判断するのでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回、条例につきましては、自治法にのっとりまして、施行令等を参考に、国の基準を参酌して条例制定をしております。その中を見ましても、具体的な善意とはどういうことかとか、重大とはどういうようなことはあまり明確には入っていないんですけれども、一般的に重大な過失ということはどういうことかという例は出ていまして、それを読ませていただきますと、甚だしく注意義務を欠くことを言いまして、僅かな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらずこれを怠った状態を重大な過失と、怠った状態を指すということです。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 では、その基準を定めなければいけないということは地方自治法にも書いていないということですね。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。最終的には裁判で判断が下されるというのが、一般的な解説とかで出ている内容でございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 例えば命を預かるということと言うと、保育園の職員とか医療職も、善意で仕事をしていたんだけど過失があった場合に、訴えられたときに保険に入っているということがあるんですけれども、そういうものというのは、職員全員入るとかは難しいと思うんですが、多額の、市長などというのはこういう賠償責任が生じたときの保険というのは入らないものなののでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

職員個人の保険に関しては、全て本人の責任の下において、入る入らないは本人の判断で、現在のところ入っている職員もおりますし、入っていない職員もいる状況です。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、裁判で例えば、あまり想像がしづらいんですけれども、先ほどの額以上、1億円などの額が市長にもし請求された場合に、重大な過失があつて善意でもない裁判の判決文からはっきりしている場合は、これは適用しないという判断になるのでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今、委員おっしゃったとおり、善意ではなくて重大な過失があった場合については、この条例は対象になりませんので、全額本人に請求がいくということになります。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 では、最後に1個だけ。市民が市や市長や職員を訴えた場合が想定されるとさっきおっしゃったんですけれども、それで最初に思ったのは、市民が例えば市長に請求した場合、8,400万円以上の分を市がかぶるということは、つまり市民が納めた税金から払うということになるんですよね。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 この条例が適用になるということは、免責になる部分については一般財源という形になります。

以上です。

○徳本光香委員 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 まず冒頭の質問のところで確認したいんですけれども、同様の条例が既に制定されているのが、県内だと7市と千葉県、あと白子町と3組合ということで、割と半分も入っていないと。けれども、白井市において今がちょうど訴訟も落ち着いているところなので、タイミングとしては白井市にとってはベストだから、今回条例を提案したという、流れ的にはこの理解でよろしいですか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。もしも、今回の条例は上位法で地方自治法がある中で、控除額を定める条例であると。この条例を今回定めなければどういったことが起きるのでしょうか。もし条例を定めて控除額を定めない場合はどういった問題が起きますか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回の条例がなかった場合ですけれども、善意かつ重大な過失がない、いわゆる軽微な過失で住民訴訟が起きた場合などは、過大な賠償責任を個人が負うリスクというのがございますので、それによりまして職員が萎縮して、失敗を恐れて新しい試みや迅速な意思決定を避ける事なかれ主義になってしまったり、住民のために果敢な職務を遂行できるような環境がなかなか整にくいというようなことが考えられるかと思います。

これにつきましては、自治法が改正されたときの背景にもあったことですので、市としても今回の

条例制定についてはこういったことが懸念されるということで提案をしたものでございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。あと、委員からも指摘があった、判断基準をこの条例に載せないのかというところがやはり私も引っかかっているんです、これに該当する事例が起きるかもしれないけれども、起きない可能性のほうが限りなく多い中で、その判断基準の公平感であるとか、捉え方であるとか、その辺を定めない、条例に入れないことでぶれてくるんじゃないのかなというところが心配というか、問題と思うんですけども、判断基準を載せないことの不都合というのはそれほど執行部のほうとしては感じないというか、思わないですか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今の御質問ですけれども、どういう場合にこの条例が適用になるかというところで、恐らく個別具体的な案件ごとに判断基準というのが、変わることはないですけれども、どこかで線引きをする、事が起こる前に線引きをするというのは大変難しい状況ではないかと思っております。また、事例がたくさんあって、一般的にはここがという線引きができるのであれば少しは検討材料になりますけれども、今のところ我々はそういった基準を持っていませんし、少なくとも国のほうでもそういった基準というのは明確なものは示されておらず、裁判の判断により決定されるということが一つ示されておりますので、今回提案させていただいた内容にもそういった内容は入っていないというところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうしますと、今後いろいろな社会の変化とかいろいろな事例が発生することによって、この条例の見直しというのも可能性としてはあるわけですね。今は判断基準は入れないけれども、国が示したときには条例制定の可能性はあると考えて大丈夫ですか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

条例改正については、一回定めればそれでずっと決定ということではもちろんございませんので、現状は今回提案させていただいた条例で運用させていただくと。社会情勢の変化、それから国のほうからいろいろな例が示されて、こういったものを追加してというような例が示されるのであれば、もちろんそれは市としても検討はしなければならないと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 よく分かりました。あと、最後の確認なんですが、今回のこの条例の制定に

合わせて取り組むことを推奨されていることがあると思いますので、その点の説明と、それから、それに関する市の対応についてお願いします。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

地方自治法の改正の中で、市長等の免責の関係と併せて、市のほうでもきちんとそういったリスクがないような取組をするようにということで、内部統制制度というものが国のほうからは示されております。

内部統制というのは、基本的には財務に関する事務とか、そういった事務について方針を示して、リスク管理をして、それから、そういったことを公表しましょうというような取組になるんですけれども、都道府県知事、それから指定都市の市長についてはこれが義務づけされております。ただ、それ以外の市については努めることとされておりまして、努力義務とされております。

市のほうも、最初の頃答弁させていただいた中で、一度検討したというところでは、この内部統制について非常に事務が重たいということで、一旦は断念したところでございますが、それから年数がたちまして、よその市なんかを見ていきますと、内部統制の取組に代えて、ある意味、自助努力というか、チェックをきちんとやるということを担保に、今回の免責条例を制定しているという例もございましたので、白井市におきましてもいろいろな取組、現在やっております予算執行に関するチェックであるとか、それから、事務処理における階層別、事務を処理する人から、それから決裁をする人、係長クラスといった形の階層別のチェックシートというのがありますので、そちらを改めて徹底して、さらに研修を進めていくということに代えまして、今回は条例制定に至ったという形になります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

○小田川敦子副委員長 ありそうです。

○平田新子委員長 ちょっと待ってください。徳本委員。

○徳本光香委員 昨年11月14日の全員協議会で御説明されたときは、昨年12月にこの条例制定のパブリックコメントをやる予定ということで、ただ、そのときの質問への回答では、パブコメでこの条例案を出すかは分からないということで、このパブリックコメント自体はやられたんでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

パブリックコメントは昨年の12月に実施をしております。このときのパブリックコメントでは、特に市民の方からの意見はなかったような状況です。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方、挙手お願いします。ありませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この議案に反対の討論いたします。

自分も職員とか市長にはいいと思うことはチャレンジしてやっていただきたいと思っているので、目的でおっしゃっていたように、過度なプレッシャーとか、失敗を恐れてやらないということはないほうがいいと思っているんですけども、やはりどうしても最後まで納得ができませんでした。というのは、基準がほとんどない、善意でかつ重大な過失がない場合の責任の免除ということなんですけれども、そもそも裁判で公正に判断されるという過程を経ての決定について責任を免除するということなので、重大でなく善意の結果であれば過度の負担というのは裁判の判決として課されないんじゃないかとどうしても思ってしまった。この条例というのが基本的に身内というか当事者で判断する内容であること、第三者が判断していないということと、第三者の裁判が行った判断について免責をするということについて、どうしても納得ができません。

以上です。

○平田新子委員長 次に、賛成の討論の方いらっしゃいますか。

討論はほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 賛成多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

（３）議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第3、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容につきましては、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ある方ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、伺います。通勤手当について書いてありまして、これまでの上限は、使用距離が60キロ以上で3万8,700円に対し、改正では上限が6万6,400円まで拡大したということが示されております。ということは、より遠いところからの通勤に対しても手当を十分に与えられるメリットということでの変更でしょうか。まずそれをお伺いします。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 通勤手当における距離区分の追加につきましては、委員がおっしゃるとおり、より遠い距離から通勤する職員に対して、手当として今までの上限を大幅に上げる上限とすることで自己負担を低くするものです。

以上です。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、ということで、この改正により、現時点でその上限に達するような距離以上から通勤する職員はいますでしょうか、伺います。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 現時点では100キロ以上という距離で通勤している職員はおりません。現時点の最長の距離は30から35キロの範囲の職員がおります。

以上です。

○石原淑行委員 分かりました。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

もう一回、石原委員。

○石原淑行委員 すみません。もう一つ、では少し違った部分で。この改正に伴い、通勤手当についての部分で、駐車場の支給というところがありました。駐車場については、この改正で、車を使って通勤している全ての職員についてと思いますが、これは駐車場を借りている職員が対象ということで、自宅の駐車場にとめていたり、自分の持ち主の土地のところにとめている職員は対象とならないと思われるかもしれませんが、具体的に対象の方が今どれぐらいいるのか、人数を伺います。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 新しく制度化される駐車場代というところの対象職員の見込みですが、現時点で見込んでいる人数は、正規職員で280名、会計年度任用職員で220名程度です。

以上です。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 ということで、その人数というのは、すみません、確認ですけれども、こちらの市役所に通勤したときに、こちらの先で駐車場を借りたというよりも、その車を所有することで自宅周

りで借りているということも当てはまるということではないでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 今回制度化されます駐車場代の費用負担に対する通勤手当につきましては、通勤で使う部分の駐車場料金で、なおかつ自己負担が生じているものですので、自宅での駐車につきましては、自己負担が生じていたとしても、通勤手当ではありませんので対象外です。

想定される先ほどの正規職員で280名と申し上げましたが、現在の通勤でこちらが把握している範囲につきましては、自宅から自動車で来て市役所近くの駐車場にとめてというような使用になります。ただ、この制度上は、自宅から自動車で出発して最寄り駅にとめて、最寄り駅近くで賃借、民間の駐車場を使ったという場合においても対象にはなりません。ただ、その場合においても、市役所近くの駐車場にとめた場合もそうなんです、月額5,000円というところの範囲において対象にはなり得ます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今の500人近くの方というのは車で通勤されているということなので、当然市役所のところにはとめられないということなんですけれども、大体どこにとめているのでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 職員が使用している駐車場につきましては、現在市役所に勤める職員につきましては4か所市役所近くに確保しております。こちらにつきましては民有地を賃貸借契約により借用しているものです。また、保育園職員等につきましては、最寄りの小中学校の駐車場の一部を、公有地を借用しております、それぞれ公有財産使用料、もしくは先ほどの民有地の賃借料を、市会計とは別の会計として、人事課が管理している会計から賃借料をお支払いしております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 そこを使っている方も、市のほうから借りて払っているということなんですけれども、今回適用になるような駐車場代が発生しているということですか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 駐車場の土地というのは民有地でありまして、その民有地を借り上げしているのは市ではなくて、人事課を代表者とする駐車場を使う職員のグループで借りている状態です。それで、先ほどの小中学校を借りた場合、小中学校の駐車場、先生方が使う駐車場の一部を保育士の駐車場として借り上げている部分につきましては、職員からは月額で駐車場代をもらってしまっていて、支払いについてはそのもらった公会計とは違う口座のほうから市に公有財産使用料として納めています。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 この5,000円を超えない範囲というのが、一般的に1か月そのまま借りるともう少し超えてしまうかなという印象だったんですけども、今回自己負担で駐車場代を払っている方々は5,000円の上限で賄える額なんですか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 多くは先ほどの市役所周辺の駐車場を使っております。月額2,500円の範囲で使用しておりますので、5,000円で賄える範囲ですが、一部5,000円を超える民間の駐車場を借りている職員もいることは把握しております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 1点質問します。資料の5ページにあります、第12条、通勤手当のことが定めてありますけれども、この中で、改正案では月額の上限額が新たに定められています。それと、対して、それに基づくキロ単価みたいなものは規則のほうで定めるということに改めていますが、この理由についてお聞きします。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 通勤手当の改正ですが、上限額を条例で新たに定めて、これまで距離単価としてアからスまで定めていたものを規則に定めることとした理由につきましては、国におきましても人事院規則でこの距離区分については規定するとしていたことを参考に、市におきましても距離区分においては規則、上限額については条例というところで整理しております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 少し不思議だったのが、通勤距離に関しては大体30キロから35キロの距離の方が多く中で、大幅に増やして100キロまで6万6,400円通勤手当を出すという余裕を持った改正なんですけど、先ほどお聞きした駐車場代に関しては、必ず発生してしまう額であるにもかかわらず5,000円という、それを超えてまだ自己負担が発生してしまう人もいる額に設定した理由はありますか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 駐車場代を設けた背景になりますが、国の調査によりますと、公務では自動

車等使用者が通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している状況が見られるということに
対しまして、民間では従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保している事業所が約7割とい
う結果になっております。

さらに、外部駐車場を利用している事業所においても、従業員の自己負担を軽減するため、その利
用料に対して約3割の事業所が通勤手当を支給しており、その支給額の中央値が5,000円となってい
るところです。

この状況を踏まえまして、国で令和8年4月から1か月当たり5,000円を上限とする駐車場の利用
に対する通勤手当を新設するというところを受けまして、市においても上限は5,000円ということに
しております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方いらっしゃいますか。

次に、賛成討論の方いらっしゃいますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 こちらの議案の内容は、全般的に市の職員が自己負担なく、より遠くからも通える
ようにという改正案ということで、賛成します。ただ、質問の中で、国にそろえて駐車場代を5,000
円に定めたということで、せっかくの改正なのにまだ自己負担が発生して通っていらっしゃる人がい
るというのは疑問に思いましたので、今後そちらも継続して、負担がある人についてどのように対応
するか、できれば全額出してあげられるようなさらなる改正なども検討していただきたいと思いま
した。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第8号は、原案どおり可決することに
賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがいまして、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第13号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第4、議案第13号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますでしょうか。

久保田委員。

○久保田江美委員 では、少し幾つか聞いていきたいと思っております。ちょっと待ってください。すみません、では、まず最初なんですけれども、今回の再編についてなんですが、どなたの、どちらの方の提案、発意によるものなのか伺いたいと思います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、総務課のほう組織を所管しておりますけれども、まず、各担当課とのヒアリング、それから、市長、副市長、教育長、三役とのヒアリングなどを踏まえまして、総務課、それから総務部長と協議をして、今回の案を提案したものでございます。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 分かりました。では、今回の再編の最大の目的というのは何か伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 今回の改正の目的でございますけれども、まずはやはり令和8年度から新たにスタートいたします第6次総合計画の基本構想及び前期基本計画を着実に推進すること、それから、社会経済情勢の変化への適切な対応、多様化する行政課題に適切に対応することや、行政課題に迅速かつ効果的に対応していくということを踏まえまして、実行力のある行政組織体制を整備したというところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 そうしましたら、では次に伺いますけれども、こちらは部のほうが、条例の中で、市長の権限に属する事務を分掌させるために次の部を置くとあり、その中で、現行では(1)が総務部、(2)は企画財政部となっておりますが、今回改正後は(1)が政策推進部、(2)は総務部となっておりますが、そのことについて伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 まず、今回政策推進部を新たに立ち上げた理由ですけれども、政策推進部につきましては、総合計画を所管いたします企画政策課、企業誘致に取り組む未来創造戦略室、それから、

行政経営改革とかDX、公共施設マネジメントに取り組む行政経営推進課と、市長の指示をマネジメントする秘書課で構成されておりまして、こちらは市全体の政策の根幹となる事務を所掌している部署でございます。ですので、第6次総合計画の将来像を実現するために、政策を横断的に強力に推進していくということを期待して政策推進部をつくったわけですが、そういった庁内全体の政策を推進していくということから、政策推進部を筆頭としたということでございます。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 分かりました。では次にですが、未来創造戦略室の位置づけの変更について伺いたいと思いますけれども、これまで市長直属であった未来創造戦略室が政策推進部の中に位置づけられることになりました。この変更というのは機能強化を意図したものなのか、それとも役割の整理によるものなのか、その辺の趣旨を伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 未来創造戦略室を、これまでは市長直轄だったところを新たに政策推進部の中に入れた理由ということですが、2年間市長直轄としてやってきまして、企業誘致基本方針に基づきまして取り組んできたところですが、今後は誘致だけではなくて、進出事業者と市の所管部署との調整などの役割もどんどん増えてくることが想定されております。また、エリアマネジメントに取り組んでいく一環といたしまして、交通政策班を新たに未来創造戦略室の所管といたしまして、これまで以上に業務範囲が広がってくるということもありますので、市の施策を推進していく政策推進部の中に位置づけをして、関係各課と連携しながら取り組んでいくこととしたものです。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。久保田委員。

○久保田江美委員 では、室長なんですけれども、そのまま室長の位置というのは変わるんでしょうか。立ち位置というか、そういったところを伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

未来創造戦略室につきましては、先ほど申したとおり、企業誘致と交通政策というのをこれから大きな役割として担っていくわけですが、企業誘致というのは、1つの部署だけではなくて、全庁的に取り組んでいくという部分がございますので、政策推進部付で参事職を配置いたしまして、その参事が未来創造戦略室の室長を兼ねるということで考えているところです。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 分かりました。では最後に、人口減少対策の実効性について伺いたいと思うんですが、人口減少対策の総合調整というのが位置づけられたということで、従来と比較してどの

ような実効性の向上を図っていくのかというのを伺います。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

人口減少対策につきましては、令和7年度から企画政策課の中に若い世代定住促進班というものを位置づけておりまして、現在そちらのほうで結婚支援だとか、そういったことに取り組んでおります。今回の部の再編の中で、企画政策課のほうが政策推進部に入るということで、改めてこの条例の中に位置づけをして今後取り組んでいくということでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今後、課の名前としてなくなるところもあるので、公共施設マネジメント課ですとか、あと公共交通に関する部署などは、結構市民の皆さんも訪れて問合せしたりすることが多かったと思うので、窓口で変わったということとかが混乱しないかというのが心配なんですけれども、新たにどこがどういうことを担当するので、どこの窓口に行けばいいといったような、分かりやすい周知みたいなものはどのようにされるのでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

まずは4月の広報しらいで周知することを考えております。そこで、QRコードか何か載せまして、あまり細かいところまではなかなか広報には掲載できないので、市のホームページのほうで分かりやすく記事を書きたいと考えております。それから、庁舎の中でいろいろそういったことが周知できるように、現在ある公共施設マネジメント課と調整しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 ぜひ来たときに分かりやすいようにお願いします。あと、また同じ公共交通についてなんですけれども、政策推進課に入るということで、2階にあったところから窓口自体も職員ごと移動ということになるのでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 新しい課の席等については現在調整をしているところなんですけれども、基本的には未来創造戦略室が1つの課として、企業誘致とそれから交通政策が同じところに移るようなことで今現在調整を進めているところです。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 公共交通についての部署が政策推進部に入ることのメリットとか、今後気をつける

ようなこととかあればお伝えください。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

交通政策についてはさきの一般質問でも多くの方から質問が出ておりまして、なかなかこれまでのような形での取組では市民の方の足の確保というのが難しい現状がございますので、未来創造戦略室のほうは駅前活性化でありますとか、いろいろな企業誘致を通じましてエリアマネジメントに取り組んでいる現状がございますので、そういったことで今回未来創造戦略室のほうの施策の中で一体的に取り組んでいただくこととさせていただきます。ですので、そういったことで、全庁的な連携とか、そういったことも図れるのではないかと考えているところです。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、今のところなんですけれども、政策推進部の中の公共交通に関する取組の中で、エリアマネジメントとして公共交通に取り組んでいくという御回答でしたけれども、これはもっと身近に引き寄せて考えると、移動手段も含めてエリアの開発、それから、施策の展開等を公共交通も含めて取り組んでいくというような理解でよろしいですか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 やはり事務分掌としては公共交通の担当課ということになりますので、そういったことも含めて、ただ、未来創造戦略室が全てをやるわけではもちろんございませんので、計画も含めて取り組んでいくということになります。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 具体的な例がないので回答は難しいのかなとは思いましたがけれども、そういった方向性も考えてと前向きに捉えてよしとします。

この資料の中で見ると、新産業の創出に関することというのも新しく政策推進部の中で新しい言葉で位置づけられているんですけれども、産業というとやはり分野ごとに取り組んで進めていくことなので、中心は担当課になるのかなと思っています。そう考えたときに、政策推進部と、それから所管する課の役割についてはどのように考えているんでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

現状の未来創造戦略室の事務分掌にも、企業等の立地促進及び新産業の創出に関することが位置づけられておりますので、役割については基本的にはそんなに変わらないものと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。書いてある言葉は違うけれども、実態としてはスライドしているだけだというのが今説明で分かったので、大丈夫です。

あと、情報発信についても確認させてください。現行案だとしろいの魅力の発信に関することという具体的な言葉として明記されているものが、今回はそれを分散した形で、引き継いでいない状態にあります。政策推進部としての情報の発信、それから情報化の推進という部分、DXとは違う、伝えるという意味の発信、このことはどのように捉えて今後進めていくんでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

シティプロモーション関係については、現在企画政策課の若い世代定住促進のほうで所管をしています。総務部のほうにしろいの魅力の発信に関することということであった部分につきましては、秘書課のほうが部分的に担当していたわけですが、新たに政策推進部に2課が一緒になることになりました。

秘書課のほうについては、広聴及び広報に関することということで、シティプロモーションというのは市の情報を積極的に発信していくということになりまして、企画政策課の総合計画及び重要施策の調整、そういったところでこれまでの魅力発信という部分も含めて取り組んでいくということになるかと考えております。

すみません。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 失礼しました。総合計画及び重要施策の調整ではなくて、人口減少対策の総合調整に関することを、第2条第1号のウのところでは魅力発信について取り組んでいくということで整理をさせていただきました。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方、ございますか。

賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがいまして、当常任委員会に付託されました議案第13号は原案のとおり可決されました。

（５）議案第15号 白井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第５、議案第15号 白井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません。資料の４ページになります。第15条の聴聞の通知の方式ということで、ここで新しく第４項が追加されていますが、この第４項の内容というか意味を御説明ください。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

こちらは行政手続法の改正がありまして、不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞、それから弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、これまでは書面だけだったんですけれども、これをインターネットで公表を可能とするような改正でございます。今までは市役所前の掲示板に貼ることによって送ったということになっていたんですけれども、それをインターネットで見られるようにするということが改正の目的でございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 ネットで見られるようにするということですが、具体的にはどのように公開するのでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 具体的にはホームページの中で見られるようにするということになろうかと思いますが、一方で、テキストでそのまま打ったりしますと、どなたでも、本人以外ももちろん見られるようになりますので、なるべく画像データとか、そういった形で公表するということと、それから、期日が終わったらすぐに公表を取り下げるというようなことが国のほうから出ていますので、市のほうとしてもそちらに準じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 これで質疑を終わります。

これから討論いたします。

まず、反対討論の方いらっしゃいますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認め、これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがいまして、当常任委員会に付託されました議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで一旦休憩を挟みたいと思います。40分までぐらいでいいですか。再開は40分にいたしますので、それまで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○平田新子委員長 休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

（6）議案第16号 職員の給与支払の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第6、議案第16号 職員の給与支払の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容につきましては、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 まず、対象者について確認をします。議案で出ている内容では、保育園等の職員とありますが、保育園の職員以外にはどのような職員がいらっしゃるのでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 対象者につきましては、公立保育園3園の職員のほかに、こども発達センタ

一職員、それから学校給食センター職員がおります。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。それから、給与天引きになるということの事務負担についてはどこが行うのでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 事務負担につきましては、給食費について、保育園、こども発達センター、学校給食センターでそれぞれ金額、どの職員から幾らという部分を管理しておりますので、現場の職員はこれまでも事務負担しておりましたが、現場の職員と、これからは給与天引きするという点において、人事課職員に事務負担が発生します。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

（７）議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について

○平田新子委員長 日程第7、議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案審議に移ります前に、議案第18号に関わる審議資料として資料を請求しております。委員の皆様には事前に共有をいたしております。まちづくり寄附金基金繰入金、また、公共施設整備保全基金繰入金に係る各基金充当先一覧というものがございますので、執行部より補足説明を求めます。委員

の皆様、サイドブックの総務教育常任委員会のボックス内の資料を開けて御準備ください。よろしいですか。

では、説明をお願いいたします。永井総務部長。

○永井康弘総務部長 それでは、本日といたしますか、追加でお配りさせていただきました、今、委員長のほうからありましたように、まちづくり寄附金の充当先一覧、それから、公共施設保全基金の充当先一覧をお開きいただきまして、これからこの資料の見方といたしますか、何をお伝えするための資料かということを少し補足させていただきます。

今回の補正予算案につきましては、歳出予算に補正額の記載がされていなくて財源内訳のみが記載されているものが数多くございます。それに対する補足の資料ということになります。具体的な例でお示ししたいと思いますので、まず予算書の16ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず基となっている歳入の部分で、19款の繰入金というのが、2項のまちづくり寄附金繰入金、それから4項の公共施設整備保全基金繰入金ということで2つございまして、ここの補足資料ということになります。これをいろいろな事業に実は振り分けておりまして、一部サンプルとして歳出のところを御説明したいと思いますので、19ページをお開きください。

これの中段辺りの6目企画費のところ、事業番号5、若い世代定住促進支援金事業というのがございます。こちらにつきましては事業名のわきに金額が入ってございません。これは事業費の増額、減額がない。その少し左上のラインに移っていただきますと、その財源内訳のところ、特定財源のその他というところが24万6,000円増えていて、一般財源の24万6,000円、同額が減っていると。これは内容としましては、まちづくり寄附金基金繰入金を特定財源のその他として充てることにした関係でここが増えていて、その分、一般財源が減っているという資料になるんですが、これを補足する資料としまして、一覧表でお配りさせていただいたものです。

同様に、見方としては同じ形になりますので、例えば充当先一覧の資料を御覧いただきますと、すみません、こちらの資料がまちづくり寄附金の選択肢の順に並んでおりまして、款項目ごとに並んでいないので、予算書の順番とは前後しますけれども、一番下段の企業版ふるさと納税といったところの欄に若い世代定住促進支援金事業というのがございまして、ここで24万6,000円の充当ということがございますので、先ほど予算書で示した部分がここになるといったことになります。同様に見ていただければと思っております。

また、資料のほうで少し複雑な点としましては、充当先一覧の資料を御覧いただきたいんですけども、横に見ていただきますと幾つか欄があるんですけども、その右から2つ目のところに財源振替以外の補正という欄がありまして、これに丸がついているところについては事業費の増減なども生じている部分が含まれているということになります。

一例を紹介いたしますと、先ほどの19ページをお開きいただきたいんですけども、先ほどの企画

費の下地域振興費の、8)番、小学校区まちづくり協議会設立事業というのがございまして、ここに事業費のほうの補正がございしますが、併せて充当の補正ということで、あっちにいたりこっちにいたりして恐縮なんですけれども、一覧表を見ていただきますと、上から2行目になりますが、同じ名称で財源の充当がありまして、財源振替以外の補正、丸ということでしてあります。

このように、2パターンありますけれども、先ほどの2つの基金の充当先というのを分かりやすくお示しするために、一覧表として提出をさせていただいたところでございます。

以上になります。

○平田新子委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、今の説明よろしいでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、確認なんですけれども、今、例に出された若い世代定住促進支援金事業については、補正のほうで見て取れるのは24万6,000円の振替えということになるんですけれども、一覧表のほうで見ると35万1,000円という、3月補正後は35万1,000円になるというのは、これは総額の中の一部の今回財源振替という理解になりますか。

○平田新子委員長 永井総務部長。

○永井康弘総務部長 そのとおりでございます。

○小田川敦子副委員長 分かりました。以上です。

○平田新子委員長 では、これから議案の審議に戻ります。議案内容につきましては、既に本会議並びにただいまの資料説明で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑については、歳出から順番に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。まず、18ページ、2款1項1目一般管理費中の会計年度任用職員人件費及び2款1項4目会計管理費について質疑ありますでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 2款1項4目会計管理費の中の手数料149万2,000円、説明では予算不足が見込まれるということでしたが、具体的にはどのような手数料に対して予算の不足が見込まれるのでしょうか。

○平田新子委員長 宇賀会計管理者。

○宇賀慎一会計管理者 お答えいたします。今回の手数料に係る増額補正の内容と理由について御説明させていただきます。

今年度から、市から事業者や市民への金融機関口座への振込みをする際に手数料がかかるということで、当初予算のほうで補正をさせていただいたところなんですけれども、当初予算の算定をするに当たりまして、過去の振込件数等をベースに積算を行い計上したところなんですけれども、振込件数が見込みよりも増えたことにより不足が生じることとなり補正するものとなります。

なお、主な増額の理由といたしましては、児童手当の支給回数はこれまで年3回ということで行っているところを計上したんですけれども、令和6年度途中から振込回数が倍の6回に増えたというところがございます、その分の3回分の振込手数料分が今回不足することとなったことにより増額をするものでございます。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 よろしいですか。

この範囲の中でほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、次に参ります。ただいまの18ページから次の19ページにかけて、2款1項5目財産管理費について質疑ございますでしょうか。ありませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 19ページの6) 公共施設保全管理事業のところで、これが928万6,000円の財源振替で、資料も出していただいたんですけれども、その財源振替の考え方を一回お聞きしたいと思って。公共施設保全基金の繰入金の補正というのが全体で395万5,000円ということで、考え方として、全体を見ると大きく削っているところと足しているところがあって、いろいろな課にまたがっているんですけれども、どのような基準というか考え方でこれをあてがうところというのは決めていつているのでしょうか。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 具体的にその場所がどうという話ではないですけれども、年度末に向けて執行状況が進んでいますので、そういったところで整理を行ったものです。

以上です。

○平田新子委員長 執行状況の整理ということでしたけれども、よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 では、課で調整するとかではなく、どこかの課が全体として振り分けているというやり方なんでしょうか。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 そうです。全体で整理をさせていただいたというものになります。

○徳本光香委員 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません。そうすると、公共施設保全基金繰入金の動きに関してなんですけれども。大丈夫です。その該当のところになってからもう一回聞きます。全般じゃなくて。

○平田新子委員長 では、今の質問はないということで。

○小田川敦子副委員長 なしで。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 よろしければ次に移ります。次、21ページから22ページにかけてです。2款4項3目参議院議員選挙費及び2款6項1目の監査委員費について質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 次に移ります。今度飛びます。34ページから35ページ、8款消防費について質疑ございますでしょうか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、34ページ8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費と3目消防施設費のところなんですけれども、1,210万1,000円の減となっています。まず、この内容について伺います。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えします。消防団体制強化事業の中の備品購入費と、消防施設等維持管理費に要する経費の備品購入費、こちらが減額になっている理由ということでお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、消防団の車両や資機材の内容になりますけれども、現在、市の消防団につきましては、平塚地区に1台の水槽付消防ポンプ自動車1台と、小型ポンプ自動車が20台、あと、市内全域を指揮をする指揮車が1台、計22台を保有して運用している状況でございまして、耐用年数や劣化状況に応じて、車両とそれに積載する消防資機材を更新していくこととして計上していたところですが、本年度に入りまして、当該消防車両のベースとなる車両が生産中止となっていることが判明いたしまして、購入することができなくなってしまったため減額となったものです。

以上でございます。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 今のお答えですと、購入できなかったというのが、生産されていないというところで、買う予定だったものが買えなくて、実際、今、体制を整えた消防団の状況ですけれども、それが購入されなかったことによって整備が整っていないとか足りない部分が現状ではあるという状況でしょうか。確認させていただきます。

○平田新子委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えいたします。

消防団の体制につきましては、12月に消防団員の定数に係る条例の一部改正の議決をいただきまして、来年度から消防団の体制を再編することが可能となりました。それに伴いまして、21部あった部が12部に統合されます。そのことで、統合される車両の中から耐用年数の新しいものを再配置してい

くことで対応していきたいと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

○石原淑行委員 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、消防団の車両の管理についてなんですが、具体的な維持管理は消防団が行うものの、購入に当たっては市がやりますので、購入の予算立てみたいなの、そういったものはどうなっていますか。故障したら修理するとか、古くなったら調達するとか、何かそういう行き当たりばったりではないかと思いつつも、計画的な更新という観点ではどうなっていますか。

○平田新子委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えいたします。

消防団の車両の維持管理につきましては、この消防施設等の維持管理に要する経費で、故障などがあつた際には対応しているところでございます。車両の更新につきましては、更新の整備方針を定めておりまして、おおむね20年から25年の車両を対象に順次更新していくような方針を立てて対応しているところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうしましたら、整備方針に基づいて、対象となる車両がやってきそうなときに、購入に備えた予算立てを担当課のほうで行い、手続をするということでもいいですか。

○平田新子委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えいたします。

基本的に委員のおっしゃるとおりなんですけれども、車両は比較的どれも年数が結構経過しているものが多いので、まとめて何台も同時に単年度では更新していきませんので、そこは古いものから順番に少しずつ更新していくような形で考えております。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そこで確認なんですけれども、そういった車両の整備を整理しつつ、必要性を計画的に確認しているというか準備しているという体制ではないんですか。車両年度でもう大体対象が決まっているから、何年には、例えば令和12年にはどことか、令和13年にはどこみたいな、何かそういった把握はされているのでしょうか。

○平田新子委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、方針としては何年にどこの部が経過年数が20年から25年以上になった対

象となるか分かるので、この年度に更新していこうというような形で予定をして考えているところでございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 しつこく確認してすみませんでした。でも、いざというときに使えないと困るので、整備に対してどういった取組なのかなというのを確認しつつ、今回に関しては部の統合に伴い調達せずに自前で割り振りできるというのも分かりましたので、以上です。ありがとうございます。

○平田新子委員長 今の質問ではございませんね。

○小田川敦子副委員長 意見ということで。

○平田新子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 よろしければ次にいきます。35ページから40ページにわたって、9款教育費について質疑がある方はどうぞ挙手ください。

小田川副委員長。まず、先にページ数をおっしゃってください。

○小田川敦子副委員長 ページ数は35ページになります。9款1項3目指導費の中の2)学校保健に要する経費についてです。これに関しては、学校健診で使わなかった部分の精算ということだと思いますが、減額になった細かな理由について確認したいと思います。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 当初の見込みよりも健康診断の実施回数及び実施人数が減少したことに伴う減額補正になります。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 実施人数のほうは置いておいて、実施回数が減った理由は何でしょうか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 人数が減ったので回数も減ったということです。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうなんですね。分かりました。そうすると、対象と、もし把握、記録としてあればお答えいただきたいんですが、今回健診されなかった児童生徒数が分かれば、小学校で何人、中学校で何人という形でお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 人数ということでよろしいですか。受けなかった人数ですか。

○小田川敦子副委員長 はい、受けなかった人数です。

○山本高寿教育部参事 申し訳ございません。手元にはその資料がございません。

○小田川敦子副委員長　そうですか。分かりました。以上です。

○平田新子委員長　ほかに質疑ございますか。35ページから40ページの教育費です。

徳本委員。ページ数から言ってください。

○徳本光香委員　今の同じ35ページの指導費の2)の学校保健に要する経費で、健診を受けた人数が減ったというのは、そもそもの生徒数が減っているという意味ですか。

○平田新子委員長　山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事　委員おっしゃるとおりです。

以上です。

○平田新子委員長　小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長　すみません、今のところなんですけれども、私はてっきり新年度の人数をある程度把握して予算立てしているのかなとか思ったんですが、大幅に下がるその見込み違いの原因は何でしょうか。

○平田新子委員長　山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事　見込みが甘かったというところが正直なところですよ。申し訳ございません。

○平田新子委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長　続きまして、36ページになります。下段のほうになりますが、15) 特別支援教育事業について伺います。この減額になった理由についてお示してください。

○平田新子委員長　山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事　会計年度任用職員の24人のうち、3人の勤務時間が短縮になったことによるものです。

以上です。

○平田新子委員長　小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長　分かりました。職員の稼働としては24人予算そのまま、そのうち3人の勤務が時間短縮になったということの減額ということで、分かりました。そうすると、3人が短縮になった理由というのは何でしょうか。個人の都合なのか、学校のほうの都合なのか、これはいかがでしょうか。

○平田新子委員長　山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事　会計年度任用職員個人の事情です。

以上です。

○平田新子委員長　小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長　個人の理由であるならば、学校としては介助という形での支援員の配置は必

要だったのではないですか。支援員の配置自体は事前に学校に聴取をした上で配置を決めていると毎年度お答えになっているので、それが個人の自由、都合で短縮になるということであれば、不足分を別の形で補填しなきゃいけなかったのではというところを問題としたので、その点の配慮というか対応はいかがだったんでしょうか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 学校全体の要望を把握しつつ、あとは任用した会計年度任用職員の事情も含めて、トータルで配置したと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、今のお答えは理解できなかったもので、もう一回お願いします。

○平田新子委員長 ちょっとお待ちください。

山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 週3時間減ってしまったということについては、一応学校のほうで何とか対応していただいたということです。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そこは問題ではないでしょうか。単純に報酬で見ると106万5,000円、時給1,000円で計算すると大体1,000時間、年間1,000時間支援員がいない状態を学校でカバーするというのは、職員としてもかなりの労力だったんじゃないでしょうか。そこは適正に増員するにしても、対応が必要だったんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 これはそれぞれ別々の学校なので、1つの学校でたくさん時間の穴が空いたということではないので、一応学校とも協議した上でこういう配置になりました。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 おっしゃることは分かります。この3人が1つに集中していないというのも事実でしょうし、分散しているんだろうとも思いますから、手当てされなかった時間も分散されているというのは当然な理屈だと思います。ただ、予算立てしたものを支援することで、子どもにその恩恵が至らなかったという点は非常に問題だと思うので、そのことはこの場で伝えたいと思います。次年度以降は善処してほしいです。

以上です。

○平田新子委員長 今のは御意見として伺います。

ほかに質疑ありますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 37ページまでと最初言っていましたか。

○平田新子委員長 いえ、35ページから40ページの教育費です。

○久保田江美委員 分かりました。そうしたら、ではお聞きします。37ページの3) 教育の情報化推進事業について伺います。こちらは端末のメンテナンスということですが、残り1年の使用期間に対して約710万円の費用をかけるということに対する合理性について、まず市の考えを伺います。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 それでは、お答えします。

現在の学習用端末の状況で申しますと、なかなか動作が遅くなったりとか、それから、通信速度にも関係するんですけども、容量が少ないことによってソフトがうまく使えないという状況が生まれています。

4月に全国学力・学習状況調査というものがあります。それについては、文部科学省のC B Tシステムを使ってオンラインによる実施ということがありますので、来年1年使うに当たって、まずそこは解決しないと、全国学力・学習状況調査に不備が出てしまうと、これは市としてもあまりよろしくないなので、そこは改善しないといけないということもあります。

また、学習環境においても、例えば子どもたちの学習中の動作が遅かったりとか、動作が遅いことによってその時間を教員が対応したりとか、I C T支援員の方も入ってはくださっていますけれども、人や時間で十分足りないということもありますので、そういったことをしっかり改善して、残り1年、子どもたちの学習、それから先生方の指導に影響がないようにということで、この判断に至ったところです。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 今、4月に学力・学習調査をオンラインで行うということでしたが、これは今まではオンラインではなかったということですか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 昨年度からそのような形で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 では、昨年度はどうだったんですか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 昨年度はここまでの不具合が把握されていませんでしたので、不具合もなかったもので、特に問題なく調査が行われました。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 これは恐らく端末容量の逼迫が原因ということだと思いますけれども、それだけを、端末の容量を少なくするというだけのメンテナンスなのかというのを伺います。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 今回の作業内容としては、学校から回収する、そのための運搬、それから、ハード、ソフトの状態の確認等を行います。もちろんストレージの整備ということも行います。学習用端末を最適化することによって動作を軽く速くすることとともに、利用しているソフト等を最新バージョンに更新することを考えております。作業が終了したらその学習用端末を各校に返却する、その運送についても考えているところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 最適化ということなんですけれども、これは基本的には普通に私たちは使っていると御自身でやったりとか、あまり人にやってもらうような内容ではないと思っているんですけれども、その辺りについて、学校側で個人でできないか、ＩＣＴ支援員等もいらっしゃると思いますので、できないかという検討はされたのでしょうか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 その辺もいろいろ検討しました。予備機等もありますので、そういったところは本来ですとＩＣＴ支援員の業務ではないんですけれども、そこをお願いして、予備機の整備をしてもらったり、学校政策課の中でも、少しでも補修する台数を減らすために、学校政策課の職員でも少しずつ、数は少ないんですけれども取り組んでいるところでございます。

また、このタブレットは５年たつので、小学校で言うと大体４学年が前まで使っていた使用者から新しい別の使用者となっていますので、前の使用者のデータがやはりたくさん残っている状況です。個人で整理するようには指導してきたんですけれども、なかなかそこがうまくいかない状況。前に残っていたものを整理するには前の人のＩＤが必要なので、今、新しく使っている児童生徒はそのＩＤで入れませんので、前に使っていたものの整理ができない状況なんです。それを、前のＩＤを引っ張り出してログインして教職員がやるというと、かなりの時間と労力、負担がかかりますので、それと、学力・学習状況調査に間に合うにはこの手段しかないかなということで、判断に至ったところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 この議案と少しずれてしまうかもしれないんですけれども、そういった不具合があったということで、次回以降も恐らくこういうことというのはあるんじゃないかと思いますが、その辺の対策はしっかりと練られるという考えでよろしいですか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 現在の端末の容量は58ギガバイトなんです。多くの児童生徒が使っているものは大体50から55ギガバイトもう使用している状況になっていて、それが不具合な状況になっているんですけども。今年度それを整理して改善して、次期端末については今度は128ギガバイトということで、令和9年度から新しい端末になりますので、来年度いっぱいはこの状況で児童生徒に活用していただいて、さらにその次の年度については新しい端末ということで、問題なく使用できるのではないかと考えております。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 恐らく根本的な話で、その学年が終わった段階でしっかりキャッシュをクリアにしておけばいい問題だと思うんです。なので、そういったことを私としては対策として考えているかというのを伺わせていただきます。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 もちろん学年末、要は卒業する年度にしっかりと整理するということは、これからきちんとしていくということ、こちらからも発信していきたいと思います。また、保存の仕方についても、これから担当の業者のほうと確認して、端末個体に負荷がかからないような保存の仕方というところで考えていきたいと思いますので、このようなことがないように改善はしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 36ページの一番下の2)の補助教員配置事業のところ、こちら453万1,000円の報酬の減となっているんですけども、これも先ほどの特別支援教育の会計年度職員と同様に、当初の見込みよりもついてくださる時間が減ってしまったということなんでしょうか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 委員おっしゃるとおり、勤務時間の実績によって減額が生じたということと、それと、看護師が必要な学校もあったんですけども、なかなか看護師が見つからないので配置ができなかったという状況があります。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。徳本委員。

○徳本光香委員 全体的にやはり人手不足ということになるのかなとは思いますが、では看護師を配置できなかったときというのは、つくべきお子さんというのはどのようにされていたん

ようか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 お答えします。

導尿が大体多いところなんですけれども、大分保護者とか、それから今までの看護師の指導のおかげで自分でできるようになってきているというところがございます。ですので、現段階では必要がなくなったというところもありますので、そういったところに対応というか、進めているところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、こちらの453万円分の足りないというか、減ってしまった理由も、そもそもは勤務してもらう予定が、個人の事情でできなかったということなんでしょうか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 お答えします。

学校の教育支援センター員については、委員のおっしゃるような状況で減額となったというところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 この原因というか、減ってしまった分というの、学校はどのように補填して対応されたんでしょうか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 もともと見込んでいたのが週18時間だったんですけれども、先ほどおっしゃっていたように、人を確保するのはなかなか難しい状況の中で、この時間なら対応できるという方を配置したというところがございます。こちら学校と協議して、今、校内の教育支援センターが必要なお子さんであったり、その保護者とか、あと学校の職員と協議しながら、その15時間をどのように使っていくかというところで計画しながら、今は問題なく業務に当たっていただいているというところがございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。教育費です。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、先に進みます。次、40ページ、12款2項1目基金費について質疑はございますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入についての質疑、14ページをお開きください。15款2項5目消防費国庫補助金及び15款2項6目教育費国庫補助金について、質疑がおありの方は挙手お願いします。よろしいですか。ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 では、先にいきます。次は15ページ、16款2項7目消防費県補助金、及び16款2項8目教育費県補助金、及び16款3項1目総務費委託金についての質疑ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 その次にいきます。15ページから16ページにかけてです。17款1項2目利子及び配当金のうち千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金利子を除く事業について、質疑はありますでしょうか。特にないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 では、次にいきます。16ページです。19款1項基金繰入金について質疑ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 次です。16ページから17ページにかけて、21款3項2目雑入のうちのスポーツ振興くじ助成金、コミュニティ助成事業助成金、文化センター改修等事業に係る募金について質疑はありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、次に総務教育常任委員会が所掌する継続費補正について質疑を行います。7ページをお開きください。まず、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事（小学校分）、それから、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事（中学校分）、それから、次、文化センター大規模改修基本計画策定事業、以上について質疑ありますか。大丈夫ですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 確認で、工事の前倒しをしたというのは桜台小学校でよろしかったですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 桜台小学校と桜台中学校両方です。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。先に進んでよろしければ。徳本委員。

○徳本光香委員 すみません。理由ももう一度確認させてください。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちらの工事の前倒しにつきましては、国の令和7年度の補正予算にて、今回活用させていただいております学校施設環境改善交付金、こちらが補正予算で計上されたことによって、令和8年度に予定していた工事を前倒して予算計上させていただいているところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。

○徳本光香委員 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑がなければ、次に進みます。次に、総務教育常任委員会が所掌する繰越明許費補正について質疑を行います。8ページをお開きください。防災行政無線維持管理に要する経費、これは防災行政無線工事に伴う物件移設補償金ということです。次に、教育の情報化推進事業、こちらは学習用端末メンテナンス業務委託料についてということで、質疑ありますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 ほかに質疑はございませんか。全体についてもう一度ということでもいいかなと思いますけれども、大丈夫ですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、補正予算の40ページになります。諸支出金、基金費はそうですね。

○平田新子委員長 はい、基金費は入っています。

○小田川敦子副委員長 繰出金として8万2,000円の増額補正です。説明の中では、運用利息の見込額が増加したことという御説明がありましたが、利率が変わったのかなという印象を受けたので、その辺りの具体的な数字をお示しいただけないでしょうか。

○平田新子委員長 一応全体的な質問として承りますので。

片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 こちらにつきましては、運用利息が0.002%から0.275%に上がったものになります。

以上です。

○平田新子委員長 ありがとうございます。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑がなければ質疑を終わりたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方はございますでしょうか。

賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認め、これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

（８）閉会中の継続調査について

○平田新子委員長 日程第８、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 異議なしということを認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。よって、総務教育常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。本日はお疲れさまでした。

閉会 午後 ３時３１分